# 平成14年度悪臭防止法施行状況調査について(お知らせ)

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 (木)環境省環境管理局大気生活環境室

室 長:上河原献二(内線6540) 室長補佐:由衛 純一(内線6543) 担 当:西川 絢子(内線6542)

環境省は,全国の都道府県等の報告に基づき,平成 14 年度における悪臭苦情の状況及び悪臭防止法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

### (1)悪臭苦情の状況

平成 14 年度の悪臭苦情件数は 23,519 件であり,過去最高であった平成 13 年度に次ぐ苦情件数となった。サービス業や個人住宅に対する苦情が減少した一方で,野外焼却に対する苦情は 9,577 件と依然として相当に多い状況にある。

### (2)悪臭規制等の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は,平成 14 年度末現在,全国の市区町村の 55.8% に当たる 1,804 市区町村(14 町村増加)であった。

これらの規制地域内において,平成 14 年度には立入検査が 7,037 件(前年度 6,844 件),報告の徴収が 871 件(同 772 件),測定が 220 件(同 163 件)行われた。また,測定の結果,規制基準を超えていたものは 68 件(同 44 件)であり,法に基づく改善勧告が 9 件(同 7 件),改善命令が 1 件(同 0 件)行われた。また,行政指導が 10,968 件(同 11,376 件)行われた。

## 1 調査の目的

悪臭防止行政の一層の推進を図るため,毎年度,全国の都道府県,指定都市,中核市及び特例市に対して,悪臭苦情の状況,悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い,その結果を取りまとめているものである。

#### 2 調査結果

### (1)悪臭苦情の状況

苦情件数の推移

平成 14 年度の悪臭苦情件数は 23,519 件であり,昭和 45 年度の調査開始以来,過去最高の苦情件数であった平成 13 年度に次ぐ苦情件数となった。これは,前年度と比較して 257 件,約 1.1%の減少となった。サービス業や個人住宅に対する苦情が減少した一方で,野外焼却に対する苦情は9,577 件と依然として相当に多い状況にある。

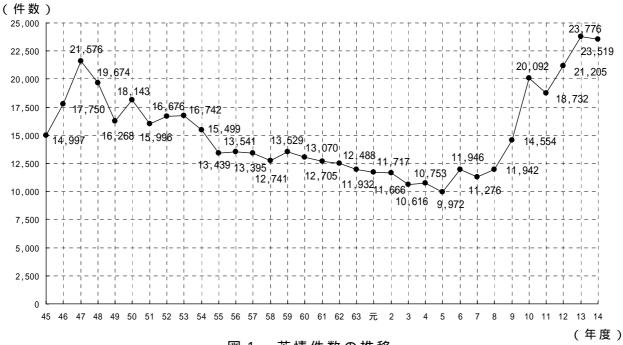


図1 苦情件数の推移

# 都道府県別の苦情件数

平成 14 年度の苦情件数を 都道府県別に見ると ,上位 5 県は愛知県 ,埼玉県 ,東京都 , 福岡県 ,大阪府であった(表 1)。これら上位 5 都府県で 総苦情件数の 37.3%を占め ており ,都市部における苦情の多さが目立った。

表 1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)						
順	苦情件数			人口当たり苦情件数		
位	都道府県	件数	位	都道府県	件/100万人	
1	愛知県	2,214	1	沖縄県	341	
2	埼玉県	1,921	2	愛知県	318	
3	東京都	1,876	3	茨城県	310	
4	福岡県	1,437	4	山梨県	307	
5	大阪府	1,316	5	和歌山県	298	
全国計 23,51		23,519	全国	国平均	186	

また,苦情件数を平成 13 年度と比較すると,47 都道府県中 26 都道府県で苦情がやや減少していた(表 2 )。

都道府県名	平成14年度 苦情件数	平成13年度 苦情件数	増減(対 前年度)	都道府県名	平成14年度 苦情件数	平成13年度 苦情件数	増減(対 前年度)
北海道	392	502	110	滋賀県	286	341	55
青 森 県	226	220	6	京都府	374	410	36
岩 手 県	227	230	3	大 阪 府	1,316	1,172	144
宮城県	494	401	93	兵 庫 県	682	657	25
秋田県	116	157	41	奈 良 県	136	116	20
山形県	274	303	29	和歌山県	323	249	74
福島県	172	221	49	鳥取県	46	70	24
茨 城 県	929	947	18	島根県	44	90	46
栃木県	327	321	6	岡山県	333	228	105
群馬県	327	300	27	広島県	465	495	30
埼玉県	1,921	1,776	145	山口県	245	196	49
千葉県	943	870	73	徳島県	179	222	43
東京都	1,876	2,064	188	香川県	200	222	22
神奈川県	1,115	1,260	145	愛 媛 県	289	311	22
新潟県	268	379	111	高知県	220	171	49
富山県	76	49	27	福岡県	1,437	1,429	8
石川県	127	157	30	佐 賀 県	125	134	9
福井県	125	150	25	長 崎 県	317	247	70
山 梨 県	272	369	97	熊本県	143	159	16
長 野 県	593	738	145	大 分 県	278	233	45
岐 阜 県	485	526	41	宮 崎 県	290	248	42
静岡県	996	930	66	鹿児島県	342	358	16
愛 知 県	2,214	2,260	46	沖縄県	458	411	47
三重県	496	477	19	合 計	23,519	23,776	257

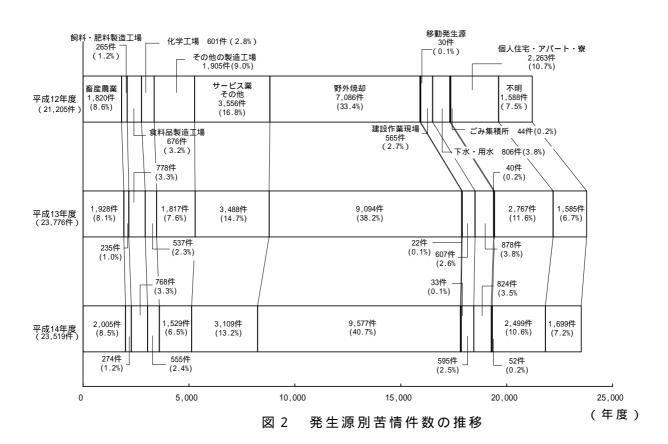
表 2 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(単位:件)

### 発生源別の苦情件数

平成 14 年度の苦情件数を発生源別に見ると,「野外焼却」に係る苦情が最も多く,9,577 件で全体の 40.7%を占めた。第 2 位は飲食店や自動車修理工場等の「サービス業・その他」の 3,109 件(13.2%),第 3 位は「個人住宅・アパート・寮」の 2,499 件(10.6%)であった。

前年度と比較すると、「野外焼却」(前年度 38.2%)に係る苦情件数割合が増加した反面、「サービス業・その他」(前年度 14.7%)や「その他の製造工場」(前年度 7.6%)に係る苦情件数割合は減少した。

なお、「野外焼却」に係る苦情のうち、工場・事業場を発生源とするものが 62.3% を占めていた。



規制対象とそれ以外の苦情件数の比較

平成 14 年度の総苦情件数 23,519 件のうち,悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 11,072 件(47.1%)であり,規制地域外の工場・事業場に対する苦情(3,136 件,13.3%)及び「個人住宅・アパート・寮」,「下水・用水」など規制対象外の発生源に対する苦情(9,311 件,39.6%)が残りを占めていた(表3)。

#### (2)悪臭規制等の状況

規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は,平成14年度末現在, 1,804市区町村で,全国の市区町村数の55.8%にあたる(表4)。平成14 年度中に新たに14町村において規制地域が指定された。

### 悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成 14 年度中に,規制地域内で悪臭防止法に基づく措置等を行った件数は,表 5 のとおりであった。

平成 14 年度に行われた立入検査は 7.037件(前年度 6.844件),報告の 徴収は871件(同772件),測定は220件(同163件)であった。また, 測定の結果,規制基準を超えていたものは68件(同44件)であり,法に 基づく改善勧告が9件(同7件),改善命令が1件(同0件)行われた。 これらの措置のほか,悪臭防止に関する行政指導が10,968件(同11,376 件)行われた。

規制対象・非規制対象別苦情件数(件) 表4 規制地域の指定状況 表 3

発生源別	規制地域内	規制地域外	
工場・事業場	11,072	3,136	
工物 学来物	(47.1%)	(13.3%)	
上記以外の活動	7,777	1,534	
その他	(33.1%)	(6.5%)	
合計	18,849	4,670	
(%)	(80.1%)	(19.9%)	

注)%は総苦情件数23.	に40//H I さきませる 到14
/土丿ツリは続 占 1月1十枚23.	·이에다(CX) 의 정점) 다

市	区町村数	規制地域を有す る市区町村数		
귀	675	639	(94.7%)	
$\overline{\mathbf{X}}$		23	(100.0%)	
町	1,976	1007	(51.0%)	
村	561	135	(24.1%)	
計	3,235	1,804	(55.8%)	

表 5 悪臭防止法に基づく措置等の状況 (件)

行政措置等	平成14年度	平成13年度
立入検査	7,037	6,844
報告の徴収	871	772
測定	220	163
(うち、基準超過)	68	44
改善勧告	9	7
改善命令	1	0
行政指導	10,968	11,376

### (3)臭気測定業務従事者(臭気判定士)の状況

平成8年に創設された臭気測定業務従事者(臭気判定士)の数は年々増加 しており,平成14年度末現在の臭気判定士免状の取得者数は2,081名とな った。

### (4)臭気対策関連の条例・指導要綱等の状況

悪臭防止法に基づく規制基準の他に、条例・要綱等により規制基準や管理 基準等を設けて臭気対策を行っている地方公共団体は ,条例が 42 都県市町 , 指導要綱等が40都道県市であった。

このうち、嗅覚測定法による規制基準又は指導基準を設定している地方公 共団体は,条例が16都県市,要綱等が39道県市であった。